

真庭市畜産バイオマス発電施設整備
設計施工工事
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 6 月

真庭市

目次

第1章 本実施要領について	1
第2章 本工事の概要	1
1 工事名	1
2 発注者	1
3 工事場所.....	1
4 工事場所の立地条件	1
5 工期.....	1
6 本施設の概要	2
7 工事の範囲	2
第3章 事務局.....	2
第4章 公告から契約までの流れ.....	3
1 審査及び選定の手順	3
2 選定スケジュール	4
3 選定委員会の構成	4
第5章 公募に関する手続.....	5
1 募集要項の構成.....	5
2 募集要項の公表.....	5
3 現地説明会の受付	6
4 質問の受付・回答	6
第6章 参加資格要件	8
1 参加形態.....	8
2 参加資格に関する事項.....	8
3 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項.....	9
4 代表構成員に必要な資格に関する事項	9
5 注意事項.....	10
第7章 応募に関する留意事項.....	11
1 募集要項の承諾.....	11
2 費用負担.....	11
3 予定価格.....	11
4 最低制限価格	11
5 契約保証金	11
6 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻.....	11
7 著作権	12
8 提出書類の取扱い	12
9 本市が提供する資料の取扱い	12
10 公募手続きの延期等	12
11 応募の無効.....	12
12 応募にあたっての留意事項.....	12
13 その他	13

第8章 参加資格確認申請書の提出	14
1 参加資格確認申請書の提出.....	14
2 参加資格審査結果の通知	15
3 参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明	15
第9章 見積書・技術提案書の提出	16
1 見積書・技術提案書の提出.....	16
2 提出の辞退.....	17
第10章 工事の条件等	18
1 工事請負金額に関する条件.....	18
2 技術提案に関する条件.....	18
3 予想されるリスクの責任分担.....	18
4 第三者賠償保険への加入	19
5 一括委任または一括下請負の禁止.....	19
第11章 優先交渉権者の決定方法	20
1 審査の方法.....	20
2 優先交渉権者の決定	21
3 応募者が1者であった場合の取り扱い	21
第12章 評価基準	22
1 評価項目と配点.....	22
2 価格評価.....	22
3 技術評価.....	22
第13章 優先交渉権者決定後の手続き	23
1 契約内容の協議.....	23
2 契約の締結	23
第14章 役割、責任分担の概要.....	23

第1章 本実施要領について

本実施要領は、真庭市（以下、「本市」という。）が発注する真庭市畜産バイオマス発電施設（以下、「本施設」という。）整備設計施工工事（以下、「本工事」という。）に係る公募型プロポーザル（以下、「本件」という。）の実施要領について示すものである。

第2章 本工事の概要

本工事の概要は次の通りである。詳細については本工事の要求水準書を参照すること。

1 工事名

真庭市畜産バイオマス発電施設整備設計施工工事

2 発注者

真庭市

3 工事場所

公益財団法人中国四国酪農大学校 地内（岡山県所有）

4 工事場所の立地条件

区分	概要
対象用地	第二牧場（対象用地の一部に設備を整備予定）
都市計画区域	区域外
市街化調整区域	非該当
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
建築基準法第22条区域	指定なし
その他	開発許可 不要 大山隠岐国立公園 対象区域外 埋蔵文化財 無 予定地の一部は農地法の5条申請による転用手続きを予定

5 工期

着手予定：令和8年9月頃（工事請負契約締結日）

竣工予定：令和10年3月

6 本施設の概要

項目	概要
施設規模	バイオガス化施設 14.0t/日 (家畜ふん尿 10.9t/日、パーラー排水 2.0t/日、再生敷料 1.1t/日)
処理方式	メタン発酵処理 (湿式・中温処理) 発酵残さは再生敷料及び液肥として全量利用

7 工事の範囲

- ・ 工事事前調査
- ・ 実施設計
- ・ 本工事に係る各種許認可申請や届出等の手続、資料作成
- ・ 市が行う各種許認可申請や届出、関係報告等に係る資料作成等の協力及びサポート
- ・ 施工及び施工管理
- ・ 試運転、性能確認及び引渡し
- ・ 運転管理者への運転指導
- ・ 完成図書を作成
- ・ 本市が行う近隣対応等への協力
- ・ 上記項目に附随する業務

第3章 事務局

真庭市役所 農業振興課

住所：〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

電話：0867-42-1031 FAX：0867-42-3907

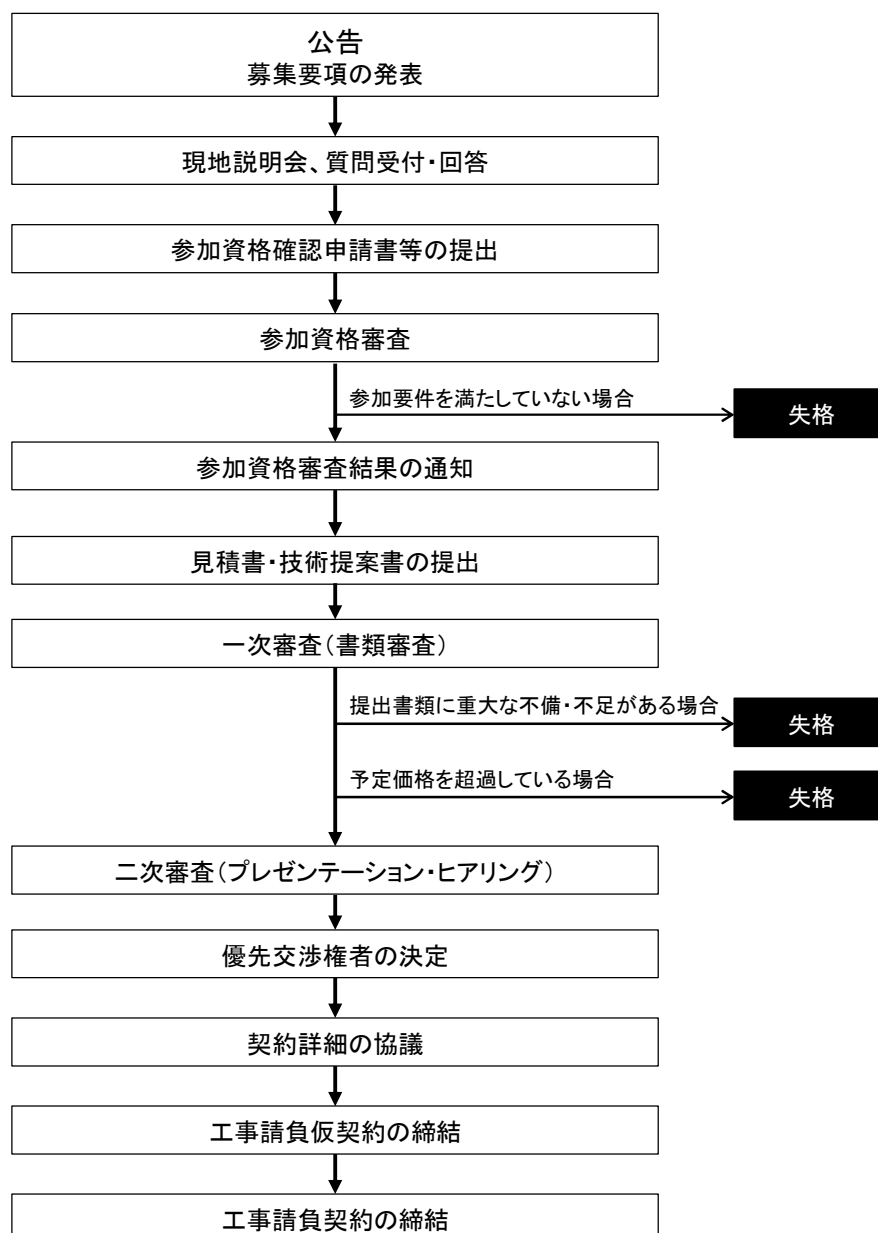
電子メール：nohshin@city.maniwa.lg.jp

第4章 公告から契約までの流れ

工事請負事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により実施する。

1 審査及び選定の手順

審査及び選定は、下図のとおり実施する。審査に関しては選定委員会において行い、その結果を受けて本市が優先交渉権者を決定する。



2 選定スケジュール

工事請負契約の締結までのスケジュールは、次のとおり予定している。なお、審査の進捗等により、スケジュールが変更となる場合がある。

日付	内容
令和8年6月01日(月)～ 令和8年6月10日(水)	公告及び募集要項の公表期間
令和8年6月01日(月)～ 令和8年6月24日(水)	関連図書の配布及び閲覧期間
令和8年6月01日(月)～ 令和8年6月08日(月)	現地説明会の申込受付期限
令和8年6月01日(月)～ 令和8年6月17日(水)	質問受付期間 参加資格確認申請書の提出期間
令和8年6月10日(水)	質問書に対する回答期限(第1回)
令和8年6月15日(月)	現地説明会
令和8年6月19日(金)	参加資格審査結果の通知
令和8年6月22日(月)	質問書に対する回答期限(第2回)
令和8年6月22日(月)～ 令和8年7月01日(水)	見積書・技術提案書の提出期間
令和8年7月上～中旬頃	一次審査(書類審査)
令和8年7月中旬頃	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
令和8年7月中旬頃	優先交渉権者の決定通知
令和8年7月下旬頃	工事請負仮契約の締結
令和8年9月中旬頃	工事請負契約の締結

3 選定委員会の構成

選定委員会の委員は、真庭市、岡山県及び外部専門家等により構成する。公告日から優先交渉権者決定までの期間に本件に関して、応募者やこの者と同一と判断される団体または個人が自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

第5章 公募に関する手続

1 募集要項の構成

募集要項の構成は次のとおりである。

- ① 公募型プロポーザル実施要領（本紙）
- ② 要求水準書及び添付資料
- ③ 様式集Ⅰ（現地説明会・質問に係る様式、参加資格審査に係る様式）
- ④ 様式集Ⅱ（見積書・技術提案書に係る様式）

2 募集要項の公表

(1) 公表期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月10日（水）午後5時まで

(2) 公表資料

募集要項 一式

(3) 公表方法

本市ホームページで公表する。ただし要求水準書添付資料についてはホームページには掲載せず、事務局窓口での電子媒体の配布（一部資料については閲覧）とする。

(4) 関連図書（要求水準書添付資料）の配布及び閲覧方法

要求水準書添付資料の配布及び閲覧を希望する者は、事務局まで電子メール（電子メールの件名は「【応募者名称】真庭市畜産バイオマス発電施設整備設計施工工事の関連図書配布・閲覧申込」とすること。また、電話にて受理確認を行うこと。）にて事前に連絡し予約を行うこと。

① 配付及び閲覧場所

事務局（窓口にて受付を行い、データの取り扱いに関する誓約書（様式1）を提出すること。）

② 配付及び閲覧期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月24日（水）

午前9時～午後5時（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

③ 注意事項

受付時に所属企業が確認できる身分証明書（社員証等）を提示すること。配布及び閲覧資料は本工事の技術提案書等の作成のみに使用し、本市の了承を得ることなく公表等を行わないこと。

3 現地説明会の受付

次により現地説明会への申し込みを受け付ける。

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 6 月 8 日（月）

午前 9 時～午後 5 時（閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出方法及び提出先

現地説明会への参加を希望する者は、次の書類を次の方法により事務局に提出すること。

① 現地説明会申込書（様式 2）

電子メール（電子メールの件名は「【応募者名称】真庭市畜産バイオマス発電施設整備設計施工工事の現地説明会申込書」とすること。また、電話にて受理確認を行うこと。）

② 現地説明に係る誓約書（様式 3）

持参（代表者印を必要とするため、現地説明会の当日でも可とする。）

(3) 現地説明会（予定）

令和 8 年 6 月 15 日（月）午前 10 時～

※時間等の詳細については参加者へ別途通知を行う

(4) 現地説明にあたっての留意事項

① 所属企業が確認できる身分証明書（社員証等）を提示すること。

② 現地説明会の実施日時が諸事情により変更となる場合は、事務局より参加者へ連絡するものとする。

4 質問の受付・回答

本件に関する質問については次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 6 月 17 日（水）午後 5 時まで

ただし、参加資格確認審査、様式 I、現地説明会に係る質問については、6 月 8 日（月）までに提出すること。

(2) 提出方法及び提出先

様式 4 を用いて質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより事務局に提出すること。上記質問受付期間中であれば複数回の質問も可とする。電子メールの件名は「【応募者名称】真庭市畜産バイオマス発電施設整備設計施工工事の質問書」とすること。また、電話にて受理確認を行うこと。なお、他の方法による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

① 回答期限（予定）

第1回：令和8年6月10日（水）

第2回：令和8年6月22日（月）

② 回答方法

本市ホームページで公表する。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

また、回答の作成にあたり、本市が必要と認めた場合は、質問内容について直接確認を行うことがある。

なお、参加資格の審査結果により参加資格がないと決定した者が行った質問に対しては、第2回の回答は行わない。

第6章 参加資格要件

1 参加形態

複数の企業で構成される企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。

2 参加資格に関する事項

「第8章 1 (1) 提出書類」に記載の書類を提出し確認を受けたものであること。また、次の各号のすべてに該当する者とする。

- ① 真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程に基づく指名停止を受けていない者であること（公示日現在から受託候補者特定の日まで）。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないことまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 次のア～オまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店または営業所（本市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 真庭市暴力団排除条例（平成23年条例第41号）第2条の規定する暴力団員等に該

当しない者であり、かつ関係を有しないものであること。これについて参加資格確認申請書類の中で誓約書、役員等調書を提出すること、また、当該役員について警察当局に照会する場合があることを、あらかじめ了承すること。

- ⑦ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定に基づく、指示または営業の停止の処分を受けていない者。
- ⑧ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと。
- ⑨ 商法の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でないこと。
- ⑩ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該 3 保険を「社会保険等」という。）。
- ⑪ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

- ① 共同企業体を構成する企業は 2 業者以上とすること。
- ② 甲型共同企業体とするとともに、プラントの設計を実施する企業を代表構成員とすること（参加資格確認申請書の提出時に、構成員について明らかにすること。）。
- ③ 真庭市内に本店を有し、かつ、真庭市の令和 8・9 年度入札参加資格者名簿において建築一式または土木一式工事の格付が A 以上の特定建設業許可を有する業者である者を 1 業者以上含むこと（真庭市ホームページにて入札参加資格者名簿を参照のこと）。
- ④ 各構成員は、特定建設工事共同企業体協定書を締結し、参加資格確認申請書に添付すること。
- ⑤ 出資比率の最小限度は、2 業者の場合は 30%以上、3 業者以上の場合は 20%とする。
- ⑥ 構成員は同一工事について 2 以上の共同企業体を構成できないものとする。

4 代表構成員に必要な資格に関する事項

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事または建築一式工事のいずれかについて特定建設業の許可を有していること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ③ 岡山県内に本社、支店または営業所を有していること。
- ④ 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書における機械器具設置の総合評定値（P）が 1,100 点以上であること。
- ⑤ 原料に乳牛ふんを含む日量処理量 15t 以上のメタンガス化施設の施工実績を過去 10 年以内に 1 件以上有すること（新設に限る。）。
- ⑥ 配置予定技術者に対する要件は、次のとおりとする。

- ア 設計業務を行うにあたり、設計の全体的管理を行う設計管理技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。
- イ 設計技術者として、メタンガス化施設の設計業務に係る実務経験を有する者を配置すること。
- ウ 本施設整備に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けた者を監理技術者として専任で配置すること。なお監理技術者は、参加資格確認申請書提出時点で直接かつ連続した3か月以上の雇用関係を有する者とし、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更を認めない。

5 注意事項

参加資格確認申請書の提出後に参加資格を満たさなくなったとき（同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときを含む。）は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

参加資格を満たさなくなったにも関わらず応募を行い、または参加資格確認申請書の取下げを行わなかった場合は、真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程に基づく指名停止を行うことがある。

第7章 応募に関する留意事項

1 募集要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、募集要項（質問回答を含む。）の記載内容を承諾したものとみなす。

2 費用負担

公告から契約締結までの間で発生する費用は、全て応募者の負担とする。

3 予定価格

予定価格及び各年度の工事積算額の上限額を次のとおりとする。

項目	消費税及び地方消費税を	
	含む額（税込）	含まない額（税抜）
予定価格（総額）	935,162,800 円	850,148,000 円
うち 令和 8 年度上限額	84,700,000 円	77,000,000 円
うち 令和 9 年度上限額	850,462,800 円	773,148,000 円

ただし上記は確定したものではない。

なお本事業の実施については、内閣府地域未来交付金の交付を前提としているため、交付決定後の事業開始となる。また、交付状況等によりスケジュールに遅れや事業内容等の見直しが発生する可能性がある。

4 最低制限価格

設定しない。

5 契約保証金

契約保証金は、工事請負金額の 10 分の 1 以上の額を契約時に納付するものとする。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

6 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本件に関して、使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

7 著作権

応募者から提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市はその内容を本件の選考に係る範囲内で、無償で使用できるものとする。

8 提出書類の取扱い

提出書類については、追加・修正・差し替え等変更することができないものとし、また、理由のいかんに係わらず返却しない。ただし、本市の同意を得た場合はこの限りでない。

9 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、本件に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示してはならない。

10 公募手続きの延期等

本市が必要と認めるときは、公募手続きを延期し、中止し、または取り消すことがある。そのことにより応募者に損害が生じた場合でも本市はその責を負わない。

11 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。応募を無効とした場合は、当該提案書類は返却しないものとする。

- ① 参加資格がない者による応募
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 応募者が2以上の応募書類を提出した場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 著しく信義に反する行為をした場合
- ⑥ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- ⑦ 提出期限内に必要な書類が提出されない場合
- ⑧ 技術提案書類に重大な不備・不足がある場合
- ⑨ その他本実施要項等の規定に違反すると認められた場合

12 応募にあたっての留意事項

- ① 応募にあたっては、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に公募手続きを執行できないと認められる場合またはその恐れがある場合、本市は、当該応募者を公募手続きに参加させずまたは公募手続きの執行を延期若しくはとりやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

- ② 募集要項に記載する日時、日数、期間については、真庭市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年真庭市条例第 42 号）に規定する真庭市の休日を含まず、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ③ 応募者は、真庭市建設工事執行規則（平成 17 年真庭市規則第 159 号）を遵守すること。
- ④ 参加資格確認申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合、その他公募手続きにおいて不正または不誠実な行為を行った場合は、真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程に基づく指名停止を行うことがある。
- ⑤ 優先交渉権者は、様式 12 に記載した配置予定技術者を本工事に必ず配置すること。技術者は、病休、退職等のほか、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。技術者の変更が認められた場合は、原則として、第 6 章 4⑤に掲げる条件を満たす者を配置しなければならない。なお、やむを得ないと認められる場合を除き、配置予定技術者を当該現場に配置できない場合は、仮契約締結前には仮契約を締結せず、仮契約締結後には真庭市建設工事請負契約約款第 47 条第 4 項に基づき契約を解除するとともに、第 56 条第 3 項に基づき違約金を請求するものとする。

13 その他

- ① 募集要項に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には応募者に通知する。
- ② 本市が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第8章 参加資格確認申請書の提出

1 参加資格確認申請書の提出

次のとおり参加資格確認申請書を受け付ける。

(1) 提出書類

- ① 参加資格確認申請書（様式 5）
- ② 応募者の構成（様式 6）
- ③ 工事实施体制（様式 7）
- ④ 会社概要・業務経歴書（様式 8-1、様式 8-2）
- ⑤ 登記簿謄本
- ⑥ 役員及び株主（出資者）調書（様式 9-1、様式 9-2）
- ⑦ 暴力団排除の誓約書（様式 10）
- ⑧ 直近事業年度における法人税、消費税及び地方消費税に関する未納税額のないことが分かる納税証明書
- ⑨ 土木一式工事または建設一式工事の特定建設業許可通知書の写しまたは特定建設業許可証明書
- ⑩ 一級建築士事務所登録を証明する書類（登録通知書の写し等）
- ⑪ 応募者の施工実績調書（様式 11）

第 6 章 4④の要件を満たす施工実績を記載し、併せて記載内容を証するために、次のいずれかの書類を添付すること。

ア 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録がある場合は、竣工時カルテまたは登録内容確認書の写し

イ アがない場合は、施工実績がわかる書類等の写し
- ⑫ 配置予定技術者の資格・経歴等調書（様式 12）

第 6 章 4⑤に記載する要件を満たす配置予定技術者を記載し、次の各書類を添付すること。

ア 設計管理技術者
一級建築士の資格を証明する書類（免許証の写し等）

イ 監理技術者
(a) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（直近のもの）の写し
(b) 雇用関係証明書（様式 13）
- ⑬ 監理技術者の申請時における他工事の従事状況等調書（様式 14）

監理技術者の公告日現在における他工事の従事状況を記載すること。なお、配置予定技術者が他の工事に従事していない場合は、「工事名称」欄に「該当なし」と記載すること。

- ⑭ 真庭市建設工事共同企業体参加資格審査申請書（様式 15）
- ⑮ 特定建設工事共同企業体協定書（様式 16）
- ⑯ 誓約書（様式 17）
- ⑰ 特定建設工事共同企業体委任状（様式 18）
- ⑱ 構成員全員の経営事項審査における経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し
- ⑲ その他、公告において定める書類

(2) 提出部数

正本 1 部、副本（正本のコピー）1 部とし、ファイルに綴じるなど整理して提出すること。

(3) 提出期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 6 月 17 日（水）

午前 9 時～午後 5 時（閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。）

(4) 提出方法及び提出先

事務局に持参により提出すること。

2 参加資格審査結果の通知

参加資格要件の確認は、提出された参加資格確認申請書に対する書類審査により行い、審査結果は、令和 8 年 6 月 19 日（金）の発送で書面により応募者に通知する。なお、参加資格審査結果の通知をもって参加資格を有する者とするが、その者において、契約締結までの期間に「第 6 章 参加資格要件」に記載する参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、その資格を喪失するものとする。

3 参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明

参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含まない）に、本市に対して参加資格がない旨の理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。本市は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含まない）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

第9章 見積書・技術提案書の提出

1 見積書・技術提案書の提出

応募者は、次のとおり見積書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 見積書（様式 19）
- ② 工事費内訳書（自由様式）
- ③ 技術提案書提出票（様式 20）
- ④ 技術提案書

本工事の要求水準書に記載の見積設計図書一式を技術提案書として提出すること。

(2) 提出部数及び作成方法

- ① 見積書及び工事費内訳書（正本 1 部）

ア 正本 1 部を作成し、技術提案書の正本 1 部とともにファイルに綴じたうえで事務局に提出すること。

イ 工事費内訳書は年度別に作成し、各年度の工事積算額がわかるように記載すること。

ウ 優先交渉権者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった工事費（工事請負希望金額）の消費税及び地方消費税抜きに相当する金額を見積書に記載すること。

- ② 技術提案書提出票及び技術提案書（正本 1 部、副本 6 部、電子データ 1 部）

ア 正本 1 部には見積書及び工事費内訳書を添付すること。

イ 技術提案書（提出票を除く。）の電子データを以下のとおり作成し、CD-R または DVD-R に格納して 1 部提出すること。

(a) CD-R または DVD-R に格納するファイル形式は PDF 形式を基本とするが、Microsoft Excel 形式で作成するものについては PDF 形式と Excel 形式の両方の電子データを格納すること。

(b) 電子データは、ウイルスチェックを行ってから提出すること。ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、最新のウイルスを検出でき、かつ、信頼性の高いものを利用すること。

(c) CD-R または DVD-R の表面または別紙電子媒体納品書に、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

ウ 技術提案書については、様式集Ⅱに様式指定があるものは様式を使用し、様式指定

のないものは自由形式で作成すること。また、「(別紙 1) 技術提案書作成要領」を踏まえて作成すること。

(3) 提出期間

令和 8 年 6 月 22 日 (月) ~ 令和 8 年 7 月 1 日 (水)

午前 9 時 ~ 午後 5 時 (閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。)

(4) 提出方法及び提出先

事務局に持参により提出すること。

2 提出の辞退

応募者は、見積書及び技術提案書の提出期日まではいつでも提出を辞退することができる。提出を辞退する場合は、辞退届 (様式 21) を事務局に直接持参すること。なお、辞退した者は、辞退を理由に不利益な取扱を受けることはない。

第10章 工事の条件等

工事の実施に係る条件等は次のとおりである。これらの条件等を踏まえて技術提案書を作成すること。

1 工事請負金額に関する条件

(1) 本市が支払う請負金額

本市は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約に基づき受注者が行う設計、工事に関する費用として、見積価格に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を支払う。

2 技術提案に関する条件

(1) 設計・建設に係る提案条件

技術提案については、施設の供用開始後も責任あるものとする。また、用役費、補修費等に関する提案についても同様とする。

(2) 提案内容の担保

実際の工事に際しては、技術提案書に記載した施工方法等により実施し、提案内容を満たす工事を行うこと。工事請負事業者の責により提案内容を満たす工事が行われない場合は、再度工事を行うこと。再度の工事が困難あるいは合理的でない場合は、技術評価点を再計算し、総合評価点が変わらないように工事請負金額との相殺または工事請負金額の減額（違約金）及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

併せて、工事成績評点を減ずる処置を行うものとする。

3 予想されるリスクの責任分担

(1) リスク管理の基本方針

工事に係る責任は、原則として工事請負事業者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上、本市が責任を負う。

(2) リスク分担

予想されるリスク及び本市と工事請負事業者との責任分担は原則として「(別紙2) リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事請負契約で定める。

4 第三者賠償保険への加入

工事請負事業者は、建設工事保険または組立保険（または類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負者賠償責任保険（または類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

5 一括委任または一括下請負の禁止

工事請負事業者は、工事の全部若しくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

第11章 優先交渉権者の決定方法

1 審査の方法

本件の審査は、見積書及び施設整備に係る技術提案書等の提出を受けることにより、選定委員会において価格及び技術審査による総合的な評価を行い、優先交渉権者を決定するものとする。審査及び評価事項は次のとおりである。

(1) 一次審査（書類審査）

① 書類審査

提出された見積書及び技術提案書に不備・不足がないかの確認を行う。以下に該当する場合、当該応募者は失格とする。なお、失格者には失格の旨について通知を行い、見積価格の点数化及び二次審査は実施しないものとする。

ア 提出書類の欠落等の重大な不備・不足が確認された場合

イ 見積価格が予定価格を超過していた場合

② 見積価格の点数化

見積価格について、「第12章 評価基準」に示した算出式に従って、見積価格の点数化を行い、価格評価点を算出する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

① プレゼンテーション及びヒアリング

技術評価にあたって、応募者による提案説明を行った後、審査委員によるヒアリングを行う。ヒアリングの内容は、提出済の技術提案書に記載されている提案のみとする。なお、ヒアリングの実施方法については次のとおりとするが、詳細については応募者に別途通知する。

ア ヒアリングの出席者

ヒアリングに出席する応募者は、パソコン等操作員を含め3名以内とする。

イ ヒアリングの提案方法

(a) 技術提案書の内容のみ説明すること。

(b) 追加資料の配付や模型を用いた説明は認めない。

(c) パワーポイント等プレゼンソフトを用いた説明は認める。

ウ ヒアリングの実施に係る注意事項

ヒアリングによる提案及び技術提案書の内容が指定事項に反する場合は、減点または失格になる場合がある。

② 技術評価項目の点数化

技術提案書の確認、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ、「第12章 評価基準」に示した技術評価項目に基づき技術評価点を算出する。

2 優先交渉権者の決定

- ① 価格評価点及び技術評価点を合計して総合評価点を算出し、50点以上の総合評価点を有する者のうち、最も点数の高い者を優先交渉権者に決定する。
- ② 総合評価点の最も高い者が2者いる場合の順位は、選定委員会において協議して決定する。
- ③ 結果は本市ホームページに掲載する。電話等による問合せには応じない。また優先交渉権者とならなかった者への理由の説明は行わないものとする。

3 応募者が1者であった場合の取り扱い

応募者が1者であった場合も、同様の審査及び評価を行う。

第12章 評価基準

1 評価項目と配点

価格評価及び技術評価の配点は以下の通りである。価格評価点と技術評価点の合計によって総合評価点を算出する。

$$\text{総合評価点 (100点)} = \text{価格評価点 (30点)} \times \text{技術評価点 (70点)}$$

2 価格評価

見積書に記載された見積価格について、下式により価格評価点を算出する。

なお、見積価格が「第7章 3 予定価格」に記載の予定価格を超過していた場合、及び工事費内訳書の各年度の工事積算額が同記載の上限額を超過していた場合は、当該応募者は失格とする。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{点} \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$$

3 技術評価

技術提案内容について、下表の評価項目に基づき技術評価点を算出する。

評価項目	評価内容
全体計画・設計	・事業の主旨やシステム要件等の理解度 等 ・全体計画の妥当性
機械設備	・要求水準書との適合性 ・メタン発酵、バイオガス利用設備等の提案内容 等
土木建築工事	・要求水準書との適合性 ・工事工程、施工計画、工法等の妥当性 ・合理性、安全性等 等
その他	・運転管理、維持管理 ・費用、サービス体制等 等

第13章 優先交渉権者決定後の手続き

優先交渉権者決定後の手続きは、次のとおりとする。

1 契約内容の協議

本市と優先交渉権者は、本工事に係る請負契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

2 契約の締結

本市と優先交渉権者は、上記の協議が整った後、本工事の仮契約を締結する。なお、仮契約は、真庭市議会において本工事の請負契約の締結に係る議決をもって、本契約とする。

ただし、優先交渉権者が、本契約の締結日までの間に「第6章 参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合や、真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程による指名停止を受けた場合は、本市は当該仮契約を解除することができるものとし、その場合、かかる解除を優先交渉権者に通知した日をもって、当該仮契約は終了するものとする。また、本市はかかる契約解除等に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

第14章 役割、責任分担の概要

工事期間中の本市と受注者の役割、責任分担については、「(別紙2) リスク分担表」を参考とし明確化する。

(別紙 1) 技術提案書作成要領

- ① 書類は基本として A4 版、図面は A3 版で作成し、A4 サイズのファイルに綴じること (図面など A3 サイズの書類は A4 サイズに折り込むこと。)。
- ② 特に指定がある場合を除き、本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いること。
ただし、図表に用いる文字はこの限りではない。
- ③ 図書番号毎に適宜仕切り紙を入れ、仕切り紙にインデックスを貼付すること。
- ④ 工事工程表については、実施設計（建築確認申請期間及び余剰電力の有効利用に係る
手続等を含む。）、機器製作、準備・仮設工事、土木・建築工事、機械設備工事、電気・
計装設備工事、外構工事等に区分するなどして、なるべく詳細に記載すること。

(別紙2) リスク分担表

期間	リスク項目	内 容	分 担	
			本市	受注者
共通	募集要項	募集要項の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等のリスク	○	
	契約締結	議会を含む市の事由により契約が結べない等のリスク	○	△
		受注者の事由により契約が結べない等のリスク		○
	参加コスト	参加費用に関するリスク		○
	制度・法令 変更	本事業に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
		上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
	税制度変更	消費税の範囲変更及び税率変更、当該事業に特定のな税制の新設・変更に関するもの	○	
		一般的な税制変更に関するもの		○
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる本事業の中止、コスト増大リスク	○	
	許認可取得	受注者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		市の取得すべき許認可の遅延リスク	○	
	交付金等	受注者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスクまたは受注者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	△	○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスクまたはその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
	環境保全	受注者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	住民対応	受注者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
		住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
	第三者賠償	受注者が実施する業務に起因して発生する事故等に対する賠償リスク		○
		上記以外の市の帰責事由により発生する事故等に対する賠償リスク	○	
不可抗力	不可抗力により生じる費用増加または損害、修復のため事業実施に遅延、中止等が生じるリスク	○	△	
債務不履行	受注者の事由による工事の中止、契約破棄、契約不履行リスク		○	

		市の事由による工事の中止、契約破棄、契約不履行リスク	○	
設計 段階	測量・調査	受注者が実施した地形・地質等の現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
		市が実施した地形・地質等の現地調査に関する情報提供に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計	受注者の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○
		市の提示条件、指示に関する瑕疵、市の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延	受注者の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク		○
		市の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク	○	
	建設着工遅延	受注者の事由による建設工事着工遅延リスク		○
		市の事由による建設工事着工遅延リスク	○	
建築 段階	用地	公募資料などから予見できない工事用地の土壤汚染・埋蔵物等による費用の増加	○	
	工事遅延	資材調達、工程管理等の受注者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
		市の指示等の市の事由による工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	受注者の事由による工事費等の増大リスク		○
		市の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
	工事中の事故	受注者の事由により調査、工事に係る事故が発生した場合に係るリスク		○
	一般的損害	工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に係るリスク		○
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコスト増大、遅延リスク		○
試運転・引渡性能試験に要する原料等の供給等のリスク		○		

分担欄 ○：主負担（原則として負担） △：従負担（限定的な負担）